

加賀市建築基準条例（案）に対する意見公募結果について

加賀市建築基準条例（案）について、下記の通り意見公募（パブリックコメント）を行ったところ、1件のご意見が寄せられました。

記

意見公募の概要

案 件 名	加賀市建築基準条例
公募期間	平成 29 年 11 月 1 日（水）～平成 29 年 11 月 15 日（水）
供覧資料	加賀市建築基準条例本文、石川県建築基準条例比較対照表、加賀市建築基準条例解説（案）
周知方法	市ホームページ、建築課、山中温泉支所、各出張所、各図書館、各地区会館等で供覧
提出方法	持参、郵送、ファクシミリ、電子メール

意見公募の結果

1 件（1 名）

意見と回答

番号	意見の公募	市の回答
1	<p>（適用区域）</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域について、今の時代、公序良俗の観点から、むやみに危険な場所に建築をする事を制限する事はよいが、その網を都市計画区域に限定するのはどうかと思う。</p> <p>そもそも都市化させる為に設定した都市計画区域だけに制限をかけると、白地の所に危険な建築物を誘引する事になり、ひいては余分なインフラやライフラインも必要となり、都市運営のコストも上がる事にならないか。</p>	<p>急傾斜地崩壊危険区域（以下、「危険区域」という。）は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、加賀市においては石川県知事が指定するものです。</p> <p>なお、「危険区域」につきましては、用途地域の指定のない区域（白地地域）を含め、全ての用途地域において、指定できるものでございます。</p>